

平成25年8月26日

〒467-0042
名古屋市瑞穂区八勝通三丁目7番2号
株式会社 ブライド・トゥー・ビー 御中

特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク
(旧名称:特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワ-
理事長 杉浦市
(連絡先) 〒460-0002
名古屋市中区丸の内2-18-
三博ビル
事務局長 外山孝
TEL: 052-265-92
FAX: 052-265-92

差 止 請 求 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人(NPO法人)です。

先日、当法人は、貴社に対し、平成25年4月25日を提出・回答期限として、貴社が現在、定型で利用されている契約書(挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版)につき条項の見直し又は削除等を求めて申入れを行いました。しかし、貴社からは、上記期限までに回答がありませんでした。

そこで、当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。本書が到達すべき時期から1週間を経過した後には、当法人は、貴社に対して消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。

なお、本差止請求書の内容、貴社の回答の有無・内容及び本請求以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。 敬具

第1 請求の要旨

- 1 当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記第7条に規定する取消料条項（注意書き部分を含む）を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 2 当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記第8条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 3 当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、衣裳等のレンタル契約を締結するに際し、下記第9条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 4 当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、下記第20条に規定する条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。
- 5 当法人は、貴社に対し、第1項、第2項及び前項記載の条項が記載された書面及び電子データを破棄することを求めます。
- 6 当法人は、貴社が、貴社従業員に対し、第1項、第2項及び前項記載の条項を含む契約の勧誘及び締結を行わないよう周知徹底することを求めます。

記

【挙式・ご披露宴成約申込規約】（以下、「本規約」といいます。）

第7条 お客様によるお取消

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、お内金とは別に、下記のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます。

取消日のご披露宴当日より起算して	お取消料
ご披露宴予定日の180日前まで	実費総額
179日前～150日前まで	実費総額と¥50,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥100,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥200,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥300,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥350,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥400,000

19 日前～10 日前まで	概算見積金額の 70% (最低金額¥500,000)
9 日前～当日まで	概算見積金額全額

注) 商品によってはお取消時期に関わらずキャンセル料がかかる場合もあります

注) ご契約後に挙式・ご披露宴の日時を延期された場合、そのキャンセル料は始めにご契約頂いた日時を基準とさせていただきます

第 8 条 期日変更

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴の期日を変更なされる場合、前項と同じく、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、前項のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。ただし、お内金は改められたご披露宴のお内金に移行させていただきます。

尚、期日変更可能期限は、ご変更申立日より 1 年 3 ヶ月以内とし、それを超える場合はお取消扱いと致します。

第 9 条 衣装の取消料

販売商品に関しましてはご契約から一週間でクリーニングオフ期間となり、8 日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クリーニングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクリーニングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8 日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
ご契約後 8 日以降～ご使用予定日の 30 日前まで	商品レンタル価格の 50%
29 日前～挙式当日	商品レンタル価格全額

レンタル商品に関してのご契約後のご衣裳の変更は可能となります。

レンタル商品におけるご使用中の紛失・汚損・その他事故を生じた場合は補償の実費総額を申し受けます。

第 20 条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、弊社本店の所在地を管轄する裁判所で行うこととさせていただきます。

第2 紛争の要点

1 請求の要旨1 (第7条) について

(1) 消費者契約法9条1号

消費者契約法9条1号は、解除に伴って生じる平均的な損害を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項は、その超える部分について無効と定めています。本規約第7条(以下「第7条」といいます。)は、挙式披露宴実施契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については無効となります。

(2) 社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款

第7条が有効か否かを判断するにあたっては、挙式・披露宴の取消によって貴社に生じる平均的な損害をいくらと考えるかが問題となりますが、社団法人日本ブライダル事業振興協会モデル約款(以下、「モデル約款」といいます。)のキャンセル料規定が一つの指標となります(念のためお断りしておくと、当法人は、必ずしも同約款が平均的損害の額を超えない額を定めた規定であるとは考えていません)。

そして、同約款は、挙式・披露宴のキャンセル料について、以下のとおり定めています。

期間	キャンセル料
申込日～365日前	申込金の25%または3万円のいずれか低い額まで
364日～180日前	申込金の50%まで及び印刷物等の実費
179日～150日前	申込金の全額及び印刷物等の実費
149日～120日前	お見積額(サービス料を除く)の10%まで及び印刷物等の実費
119日～90日前	お見積額(以下同じく、サービス料を除く)の20%まで及び印刷物等の実費
89日～60日前	お見積額の30%まで及び印刷物等の実費
59日～30日前	お見積額の40%まで及び印刷物等の実費
29日～10日前	お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
9日～前日まで	お見積額の45%まで及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額
当日	お見積額の全額

(3) 第7条とモデル約款との比較

ア 申込日～180日前まで

モデル約款にいう申込金とは、本規約第3条規定の「お内金10万円」と考えられるところ、第7条は「お内金とは別に」取消料を支払う旨規定しているため、消費者が披露宴予定日の180日前までに取消す場合は、申込金全額の100,000円と実費総額を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款の基準によれば、申込日～365日前までの取消の場合は、25,000円まで、364日前～180日前までの取消の場合は、50,000円及び印刷物等の実費が取消料の上限となりますので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

また、同条には、「実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます」と規定されていますが、この中に何が含まれるのかが明確ではありません。例えば、披露宴予定日の180日前に、何らかの商品の申込みの取消をした場合、解約料がかかることは通常考えられないことから、この商品の申込費用が実費に含まれるものだとすると極めて不当です。

したがって、同条は、貴社に生じる平均的損害の額を超えて、消費者に実費を負担させる部分につき、無効といわざるを得ません。

イ 179日前～150日前まで

同条によれば、179日前～150日前までの取消の場合、消費者は、150,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款の基準によれば、179日前～150日前までの取消の場合は、100,000円及び印刷物等の実費が取消料の上限となりますので、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

ウ 149日前～120日前まで

同条によれば、149日前～120日前までの取消の場合、消費者は、200,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、149日前～120日前までの取消の場合は、お見積額の10%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

エ 119日前～90日前まで

同条によれば、119日前～90日前までの取消の場合、消費者は、300,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款の基準によれば、119日前～90日前までの取消の場合は、お見積額の20%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、少なくとも

も同額を上回る部分について、同条は無効です。

オ 89日前～60日前まで

同条によれば、89日前～60日前までの取消の場合、消費者は、400,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、89日前～60日前までの取消の場合は、お見積額の30%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

カ 59日前～30日前まで

同条によれば、89日前～60日前までの取消の場合、消費者は、450,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、59日前～30日前までの取消の場合は、お見積額の40%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

キ 29日前～20日前まで

同条によれば、29日前～20日前までの取消の場合、消費者は、500,000円と実費総額の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、29日前～20日前までの取消の場合は、お見積額の45%まで及び印刷物等の実費が取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

ク 19日前～10日前まで

同条によれば、19日前～10日前までの取消の場合、消費者は、概算見積額の70%（最低金額500,000円）及び内金100,000円の取消料を支払わなければならないこととなります。しかしながら、モデル約款によれば、19日前～10日前までの取消の場合は、お見積額の45%まで及び印刷物等の実費、並びにその他外注品等の解約料の額が取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

ケ 9日前～当日まで

同条によれば、9日前～当日までの取消の場合、消費者は、概算見積額全額及び内金10万円の取消料を支払わなければならないこととなります。

しかしながら、モデル約款によれば、9日前～前日までの取消の場合は、お見積額の45%まで及び納入済み物品の実費、並びにその他外注品等の解約料の額までが取消料の上限となることから、少なくとも同額を上回る部分について、同条は無効です。

実質的にみても、9日前～前日までの取消の場合には、食材や飲料について他の消費者への転用が十分可能であり、かつ調理費等はかかりません。仮に、

当日に取消がなされた場合でも、やはり未提供の飲料類や役務等、他の消費者への転用が可能なものについては、貴社に損害は生じないというべきです。

したがって、9日前～当日までの取消につき、概算見積金額全額を取消料と規定する同条は、貴社に生じる平均的な損害の額を上回る部分について無効といわざるを得ません。

コ 注意書き部分

加えて、同条注意書き部分及び本規約第8条によれば、消費者が、契約後に挙式等を延期した場合、当初契約した挙式等の日時を基準とした取消料（内金は除く）を支払わなければなりません。

しかしながら、延期の場合は、取消の場合と異なり、後日挙式・披露宴が開催される際にそのまま使用できる物品、役務が多いことから、取消の場合に比して貴社に生じる平均的な損害の額は小さいと考えられます。

にもかかわらず、延期の場合にも、取消の場合と同様（内金を除く）の取消料を規定する第7条注意書き部分は、消費者に貴社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分につき、無効というべきです。

(4) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、第7条に規定する取消料条項（注意書き部分を含む）を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

2 請求の要旨2（第8条）について

(1) 消費者契約法9条1号

本規約第8条（以下「第8条」といいます。）は、挙式披露宴実施契約の期日変更（当初実施日における同契約の解除と変更後実施日における同契約の締結）に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えて消費者にキャンセル料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 期日変更の場合と取消の場合との比較

第8条は、期日変更の場合と取消の場合の取消料を同額と定めていますが（尚、第7条のお取消料とそれまでに要した実費、という記載の趣旨が不明瞭です）、期日変更の場合には、後日挙式披露宴が実施される際にそのまま使用できる物品、役務が多いため、外注品の解約その他は必要なく、取消の場合に

比して貴社に生じる平均的損害の額は小さいと考えられます。

にもかかわらず、期日変更の場合にも、取消の場合と同額の取消料を定めている同条は、消費者に貴社に生じる平均的な損害額を超える取消料を負担させることとなる部分について、無効です。

(3) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、第8条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

3 請求の要旨3（第9条）について

(1) 消費者契約法9条1号

本規約第9条（以下「第9条」といいます。）は、レンタル契約の解除に伴う損害賠償の額を予定又は違約金を定める条項といえるため、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に取消料を負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

(2) 第9条が無効であること

ア 契約後8日以降～使用予定日の30日前まで

第9条は、レンタル契約後8日以降～使用予定日の30日前までの取消料につき、商品レンタル価格の50%とする旨定めているため、例えば、消費者が使用予定日の半年以上前に取消をした場合、消費者は取消料として商品レンタル価格の50%を支払わなければなりません。

しかしながら、使用予定日の半年以上前に取消がされた場合には、貴社には、他の消費者に当該レンタル商品を貸すことのできる営業機会が十分保障されており、貴社の損害を観念する余地はありません。

また、仮に30日前の取消の場合であっても、補正の必要がない又は簡単な補正で足りるレンタル商品の場合には、他の消費者への営業機会の喪失に対する影響は極めて小さく、貴社に商品レンタル価額の50%もの損害が生じるとは考えられません。

したがって、いかなるレンタル商品についても、ご契約後8日以降～使用予定日の30日前までの取消料を、商品レンタル価格の50%とする同条は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

イ 29日前～挙式当日

第9条は、29日前～挙式当日までの取消料につき、一律に商品レンタル価格全額としています。

しかしながら、前日までの取消であれば、他の消費者への転用可能性は十分にあり得る上、当日の取消の場合でも、着用していないために不要となる費用（クリーニング代等）もあり、貴社に商品レンタル価額全額の損害が生じるとは考えられません。

したがって、29日前から挙式当日までの取消料を、レンタル商品価格全額とする同条は、貴社に生じる平均的損害を超える部分につき、無効です。

(3) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、衣裳等のレンタル契約を締結するに際し、第9条に規定する取消料条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

4 請求の要旨4（第20条）について

(1) 消費者契約法10条

消費者契約法10条は、民法商法その他の法律の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

(2) 第20条が無効であること

本規約第20条（以下「第20条」といいます。）は、貴社と消費者との間の挙式披露宴実施契約又は衣裳等のレンタル契約等に関する訴訟は、貴社本店の所在地を管轄する裁判所で行うことと規定しています。

しかしながら、同条の文言からは、同訴訟について、貴社本店所在地を管轄する裁判所に管轄を限定する趣旨なのか、他の裁判所の管轄を排除しない趣旨なのか明らかではありません。

この点、仮に同条が、他の裁判所の管轄を排除するものだとすると、同条項は、消費者が他の裁判所で訴訟を提起できる場合を規定する民事訴訟法5条の場合に比して、消費者の権利を制限する条項といえます。

また、貴社の挙式・ご披露宴成約申込規約は、定型書式であり、消費者は同規約をそのまま受け入れなければ貴社と契約をできないと考えられること、貴社は、資本金3000万円、売上高12億5000万円（2011年9月期）（貴社HPによる）を誇る企業であり、個々の消費者とは、訴訟の理解度や情報量、経済力において比較にならないほど優位になっていることからすれば、第20条は信

義則に反し、消費者の利益を一方向的に害する条項といえます。

(3) まとめ

以上より、当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で、第20条に規定する条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないことを求めます。

5 請求の要旨5及び6について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限を付与しただけではなく、不当行為の停止または予防のために必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法12条）。

そこで、当法人は、貴社に対し、請求の要旨第1項乃至第4項記載の条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、その予防措置として、同条項が記載された書面、電子データを破棄すること、並びに、貴社従業員に対して、同条項を含む契約の勧誘・締結を行わないよう周知徹底させることを求めます。

第3 訴えを提起する裁判所
名古屋地方裁判所

以 上